○租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件（**厚生労働**一六七）　五二六

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める山林の経営を行うことを不可能にさせる故障に係る基準（**農林水産**五一一）　五二九

○租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示の一部を改正する件（**経済産業**九一）　五三〇

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件の一部を改正する告示（**経済産業・国土交通**四）　五三一

○平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を改正する告示（**同**五）　五三二

○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する告示（**国土交通**二七八）　五三二

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を定める告示（**同**二七九）　五四九

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（**同**二八〇）　五五二

○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する告示（**同**二八一）　五五三

○平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を改正する告示（**同**二八二）　五五四

○平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する告示（**同**二八三）　五五四

○平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する告示（**同**二八四）　五五四

○平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を改正する告示（**同**二八五）　五五四

○平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する告示（**同**二八六）　五五四

○平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する告示（**同**二八七）　五五九

○平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する告示（**同**二八八）　五五九

○平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する告示（**同**二八九）　五五九

○平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号の一部を改正する告示（**同**二九〇）　五六〇

○特定離島路線の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**二九一）　五六一

○租税特別措置法施行令規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を定める件（**同**二九二）　五六三

○地方税法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を定める件（**同**二九三）　五六三

○地方税法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件（**同**二九四）　五六三

○平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を改正する件（**同**二九五）　五六三

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件（**同**二九六）　五六七

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十一号の一部を改正する件（**同**二九七）　五六七

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を改正する件（**同**二九八）　五六八

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十四号の一部を改正する件（**同**二九九）　五七一

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十五号の一部を改正する件（**同**三〇〇）　五七一

○平成二十七年国土交通省告示第四百七十八号の一部を改正する件（**同**三〇一）　五七三

○租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（**同**三〇二）　五七三

○租税特別措置法第三十七条第一項の表第八号及び第六十五条の七第一項の表第八号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（**同**三〇三）　五七五